

東近江市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 の制定について

東近江市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

東近江市固定資産評価審査委員会条例（平成17年東近江市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

提案理由

納税者の負担軽減及び利便性の向上を図るため、行政手続における押印義務を廃止したく、本議案を提出するものである。